

資料編

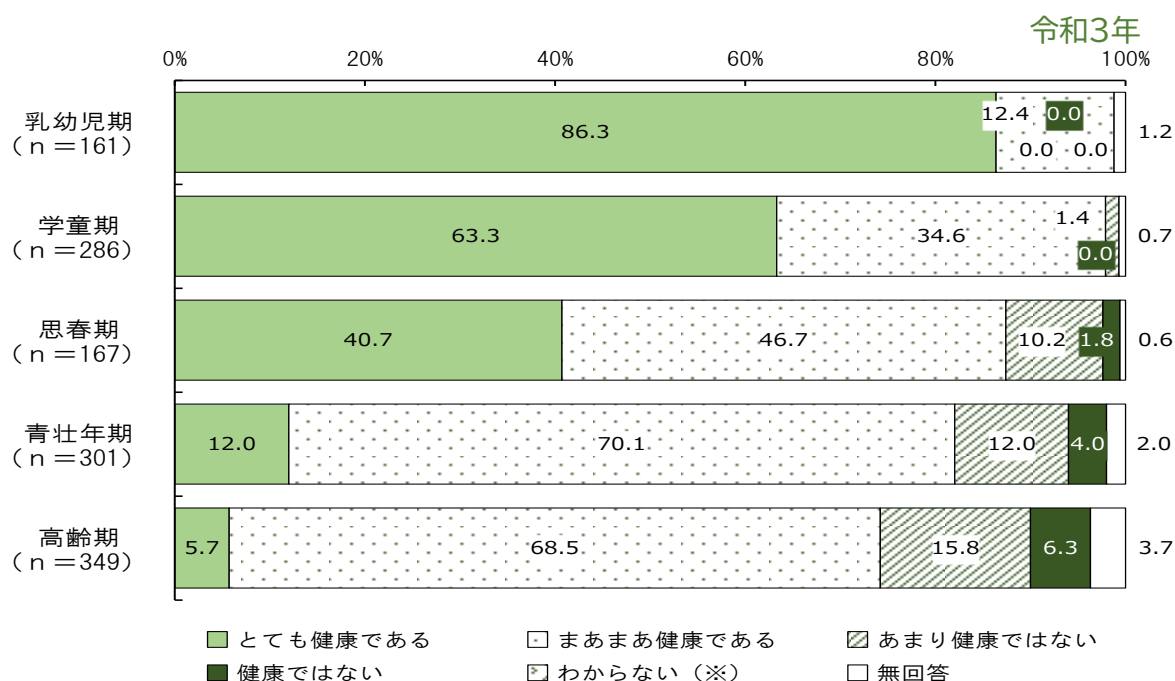
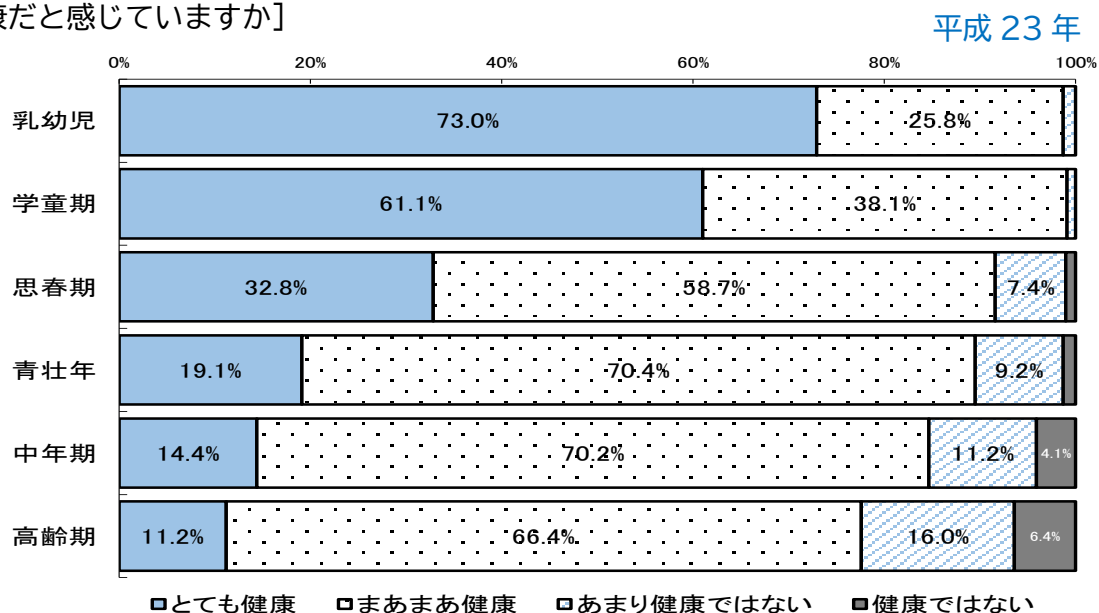
- 1 アンケート調査結果（抜粋）
- 2 関連施設
- 3 策定経緯
- 4 推進委員会要綱
- 5 委員名簿
- 6 庁内推進委員会要綱

1 アンケート調査結果（抜粋）

令和3年11月に実施した「健康に関する町民意識調査」の結果報告書より抜粋。
一部、平成23年に実施した調査結果との比較も掲載。

【健康状態】

〔健康だと感じていますか〕



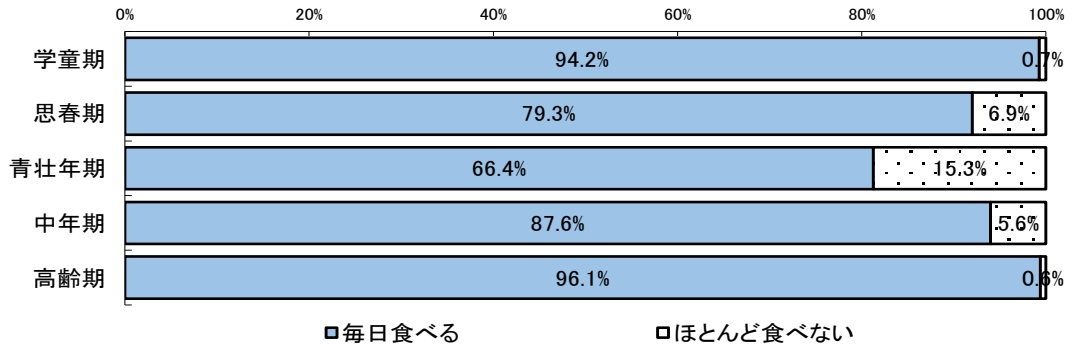
健康状態について、平成23年・令和3年ともに、年齢が上がるほど「とても健康」が低くなり、「あまり健康ではない」が上がる傾向であった。令和3年は、高齢期以外「とても健康」の割合が上がっている。

高齢期の「とても健康」が減少（11.2%→5.7%）している。

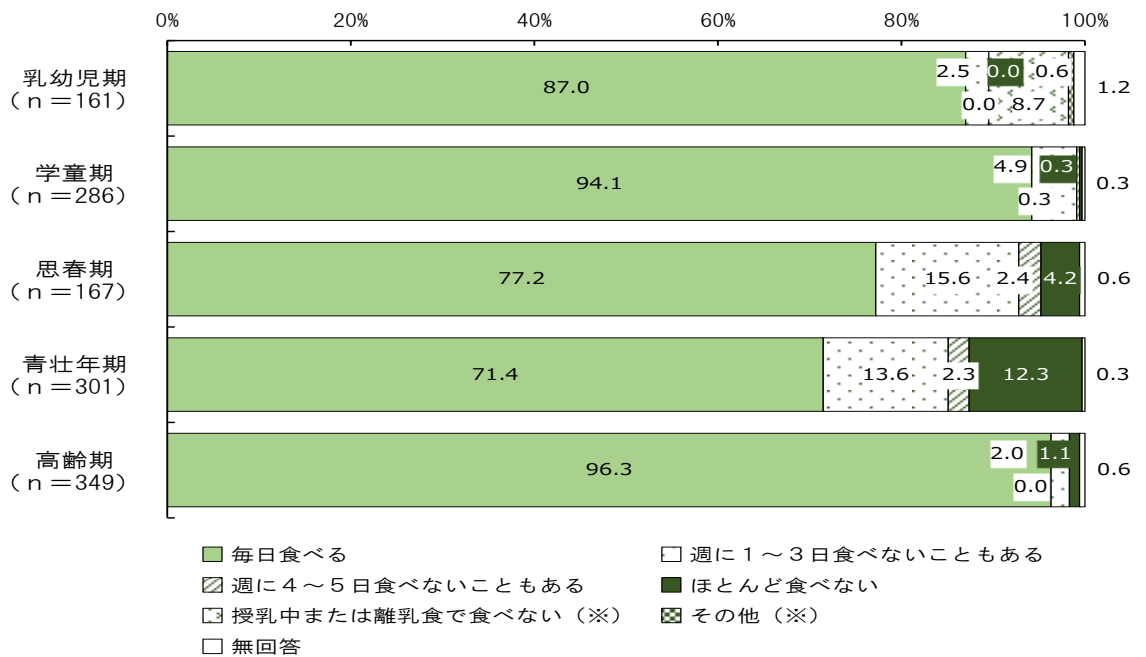
【朝食】

[朝食を食べていますか]

平成 23 年



令和3年

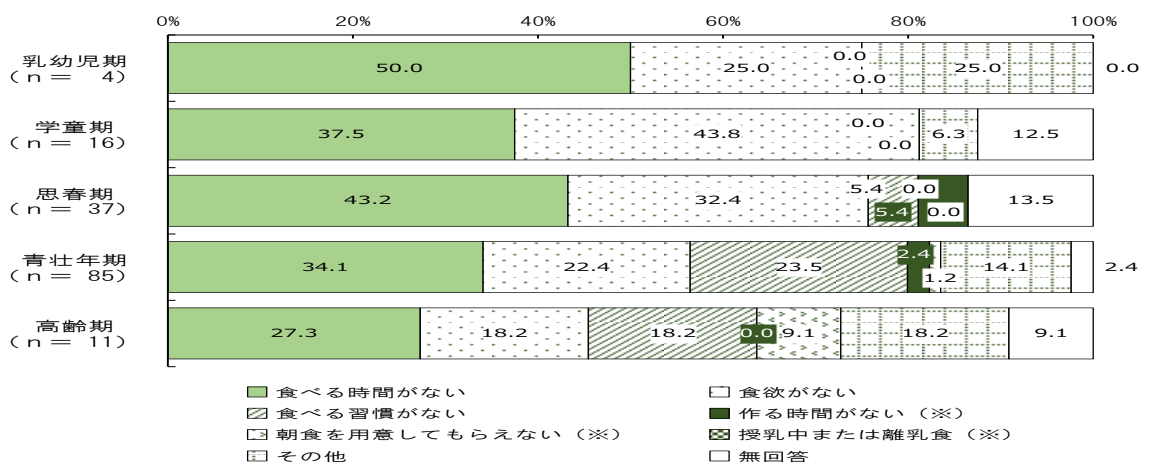


どの年代も「朝食を毎日食べる」が上位になっている。

「ほとんど食べない」人の学童期 (0.7%→0.3%)、思春期 (6.9%→4.2%) が減少し、高齢期は増加 (0.6%→1.1%) している。

[食べない理由は何ですか]

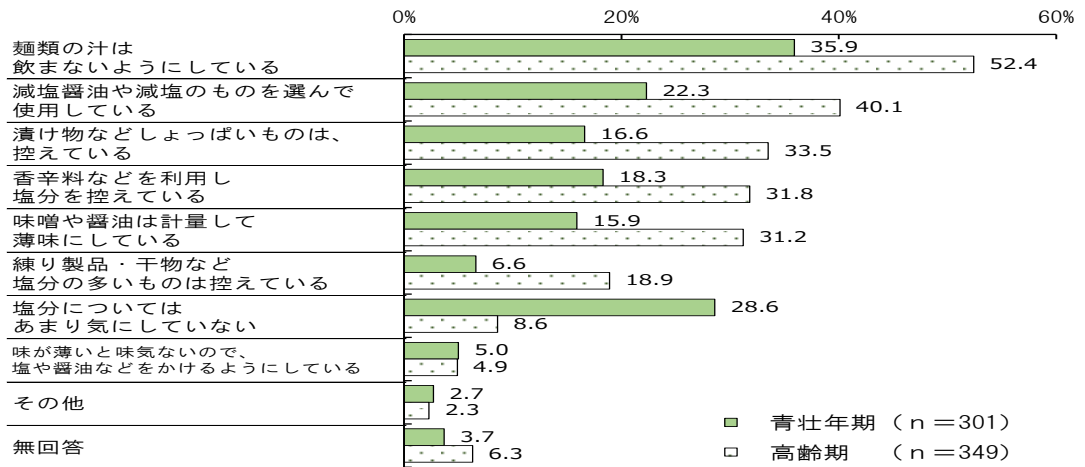
令和3年



【食事】

〔普段の食事は、塩分に気を付けていますか〕

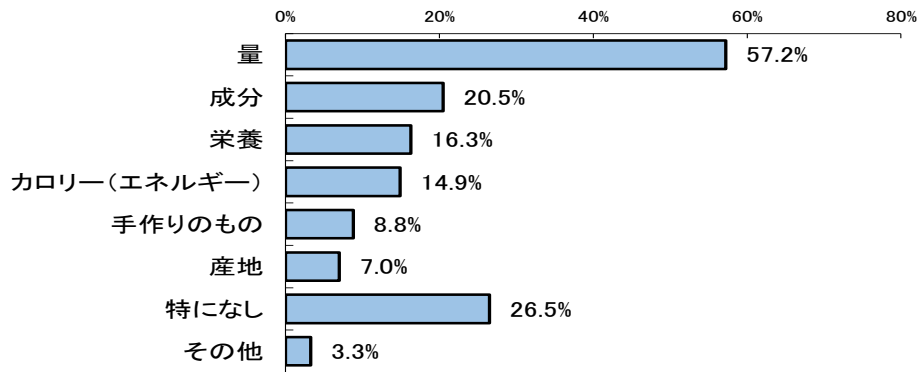
令和3年



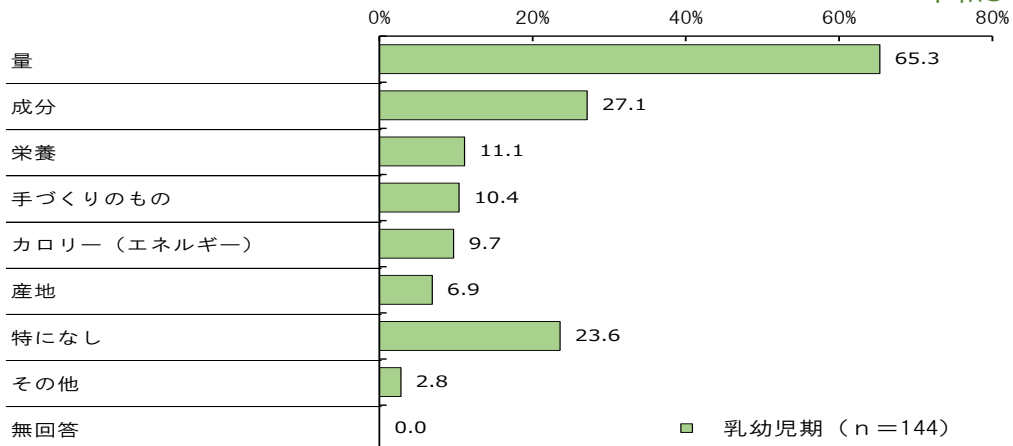
青壮年期で「塩分についてはあまり気にしていない」が多い。

〔乳幼児：おやつはどのようなものに気を付けていますか〕

平成23年



令和3年

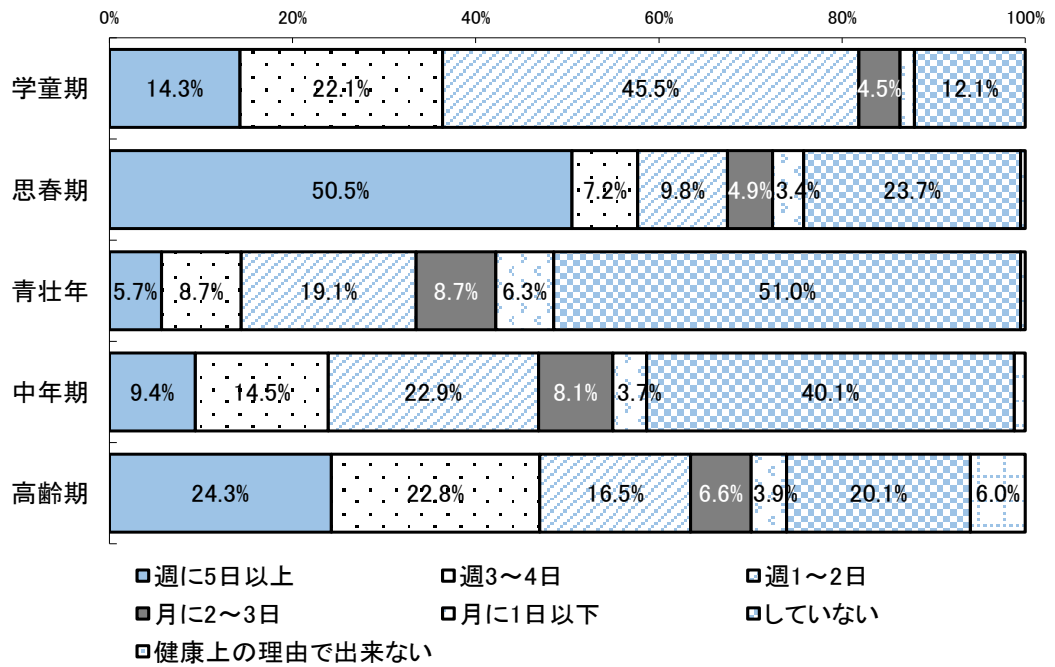


乳幼児期のおやつに対して、気を付けているのは「量」が最も多く、前回よりも増加。また、「手作りのもの」8.8%→10.4%と増加。「特になし」26.5%→23.6%と減少し、気を付ける割合が増加。

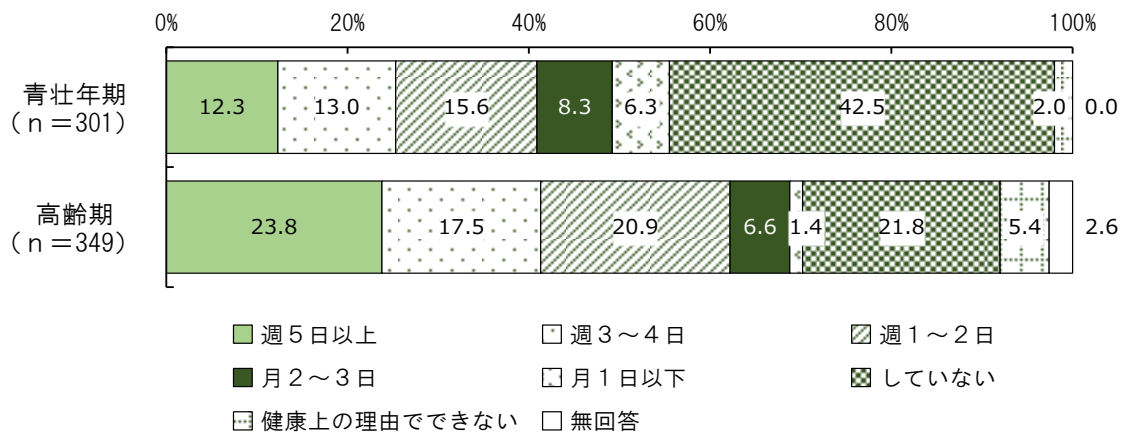
【運動】

〔日頃から日常生活の中で、運動を1日30分以上していますか〕

平成23年



令和3年



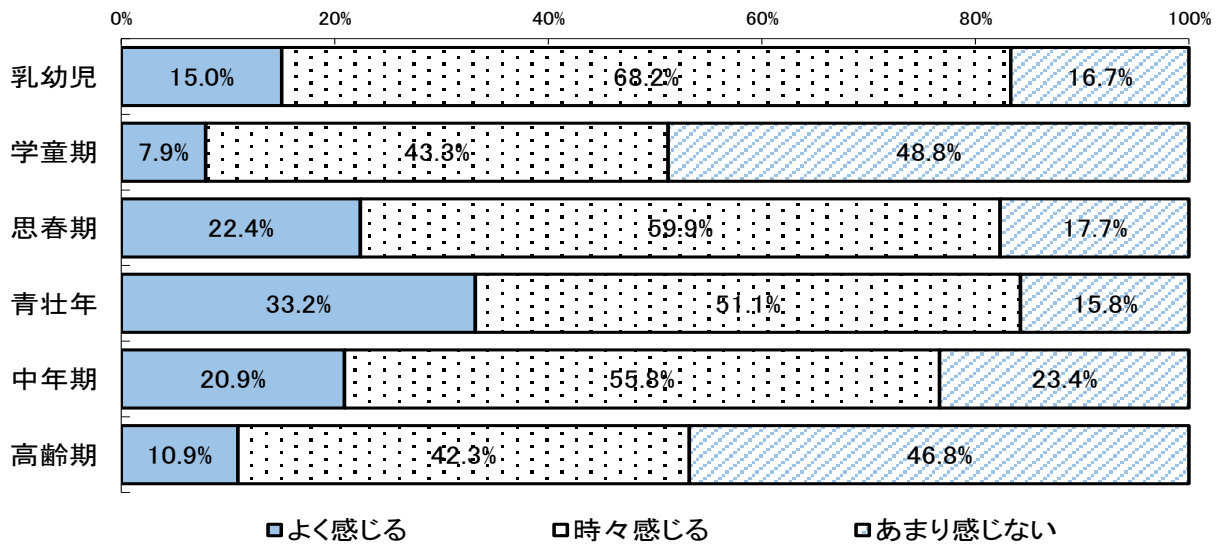
令和3年の結果では、青壮年期は「していない」が最も多い。

高齢期は「5日以上/週」が一番多く、「5日以上/週」+「3~4日/週」が41.3%であり、平成23年の47.1%からやや減少している。「していない」もやや増加（20.1%→21.8%）しており、全体的に運動の頻度が減少している。

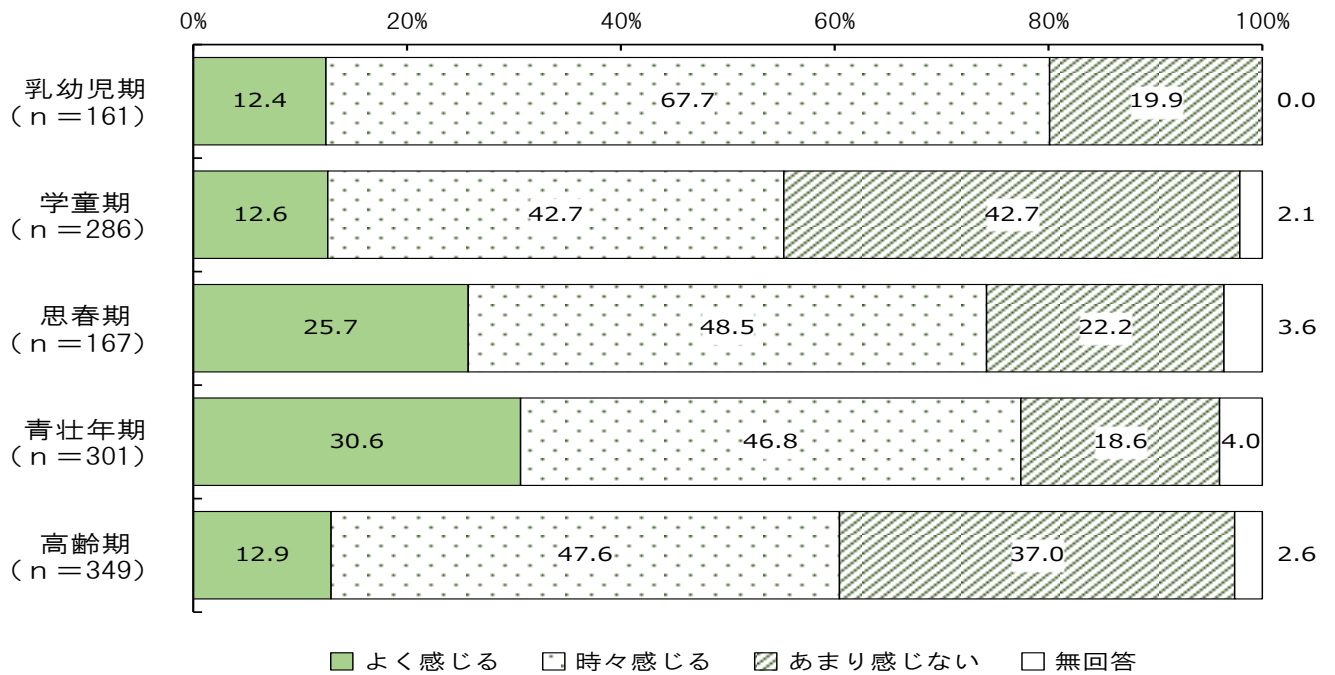
【精神保健】

〔この1年くらいで、日常生活で悩みや不安、ストレスを感じていますか〕

平成23年



令和3年



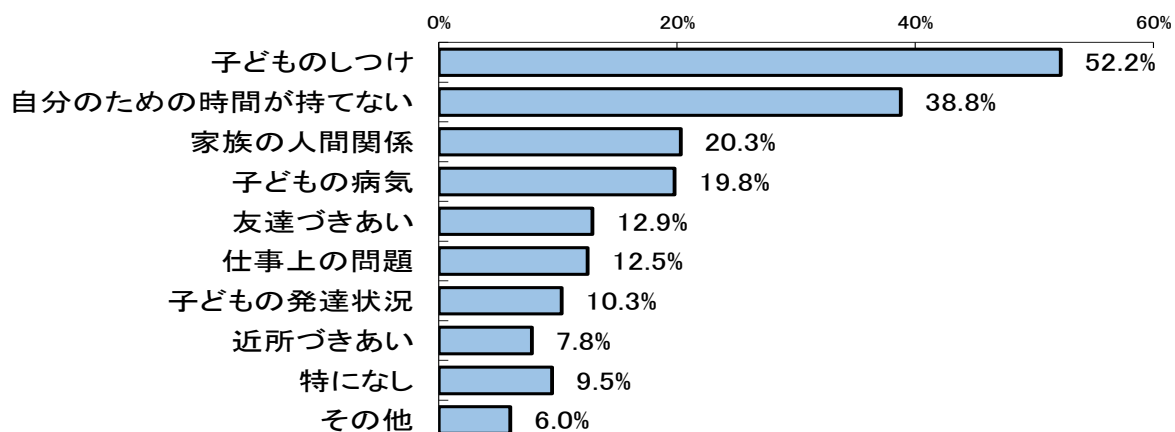
学童期、思春期、高齢期において「よく感じる」が、平成23年よりも増加。

学童期、高齢期は「よく感じる」+「時々感じる」の合計でも、平成23年よりも増加しており、全体的にストレスを感じている人の割合が上がっている。

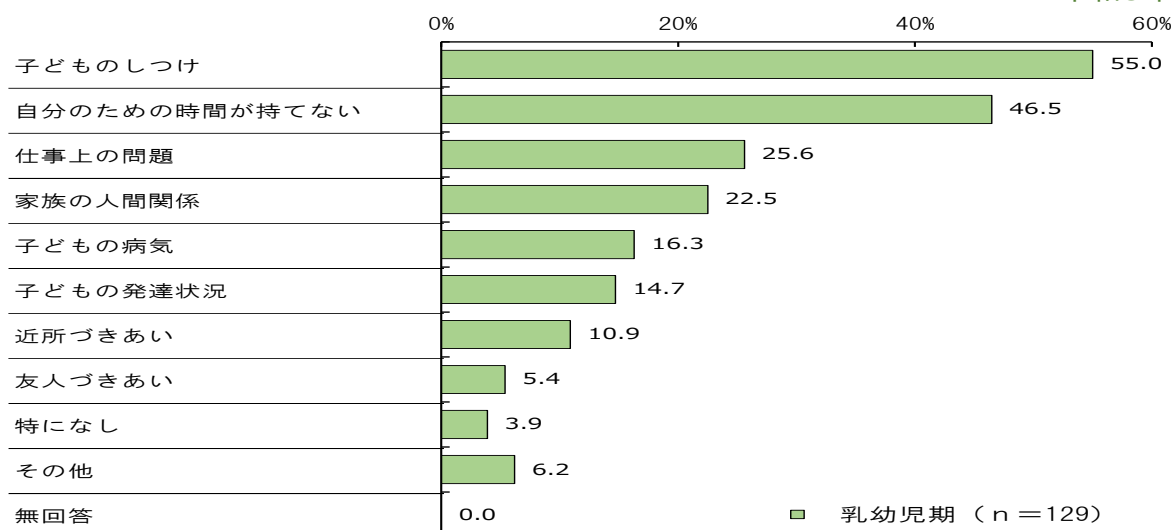
乳幼児期は、主に育児をしている人の回答だが、「よく感じる」、「時々感じる」ともに減少している。

[どのようなことで悩みや不安、ストレスを感じますか 乳幼児期]

平成 23 年



令和3年

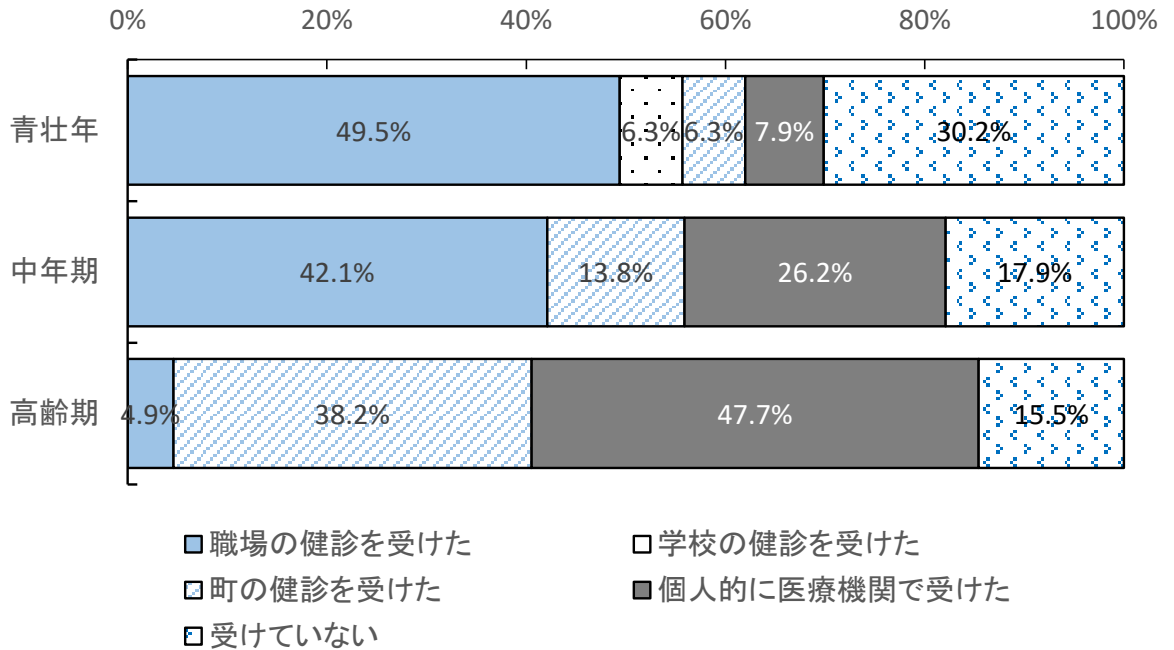


乳幼児期の育児ストレスについては、平成 23 年、令和 3 年ともに、「子どものしつけ」「自分のための時間が持てない」が上位 2 つにあるが、令和 3 年は「仕事上の問題」(12.5%→25.6%)となっており、働きながら子育てをする人が増えていることがうかがえる。

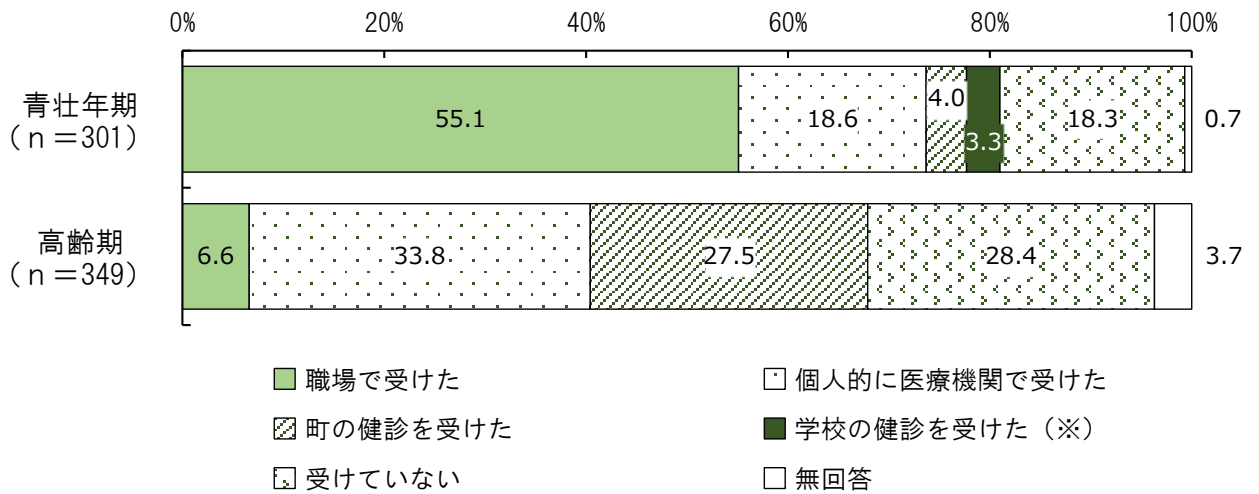
【健診受診状況】

[過去1年間に健康診断や人間ドックを受けたか]

平成23年



令和3年



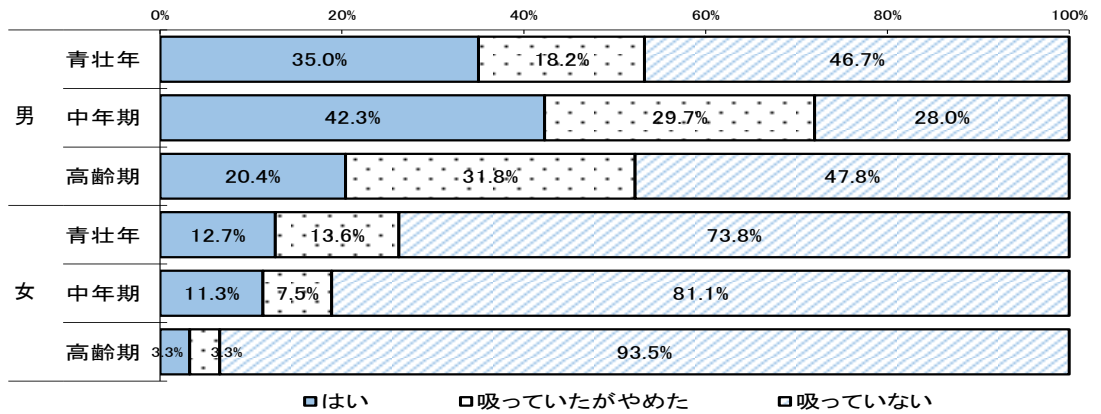
青壮年期では、「職場で受けた」が増加し、「受けていない」が減少したが、高齢期では「受けていない」が増加し、「町の健診を受けた」・「個人的に医療機関で受けた」も減少している。

高齢期ではコロナの影響から受診控えの表われか、いずれにしても、今後生活習慣病等の重症化が懸念される。

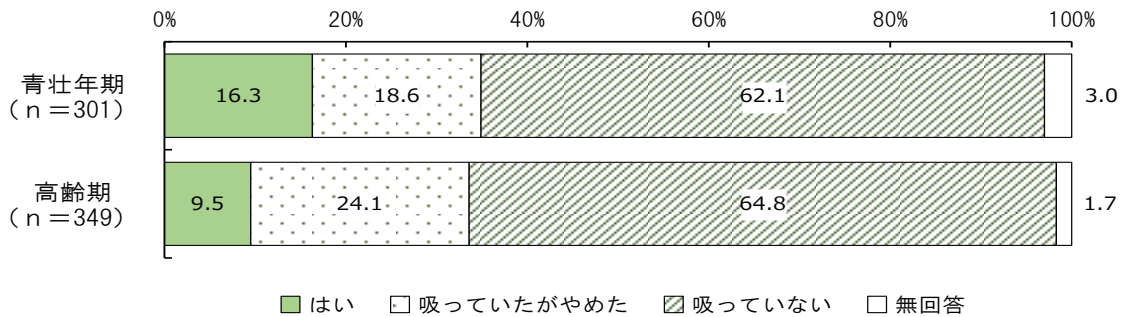
【喫煙】

[あなたは、たばこを吸っていますか]

平成 23 年

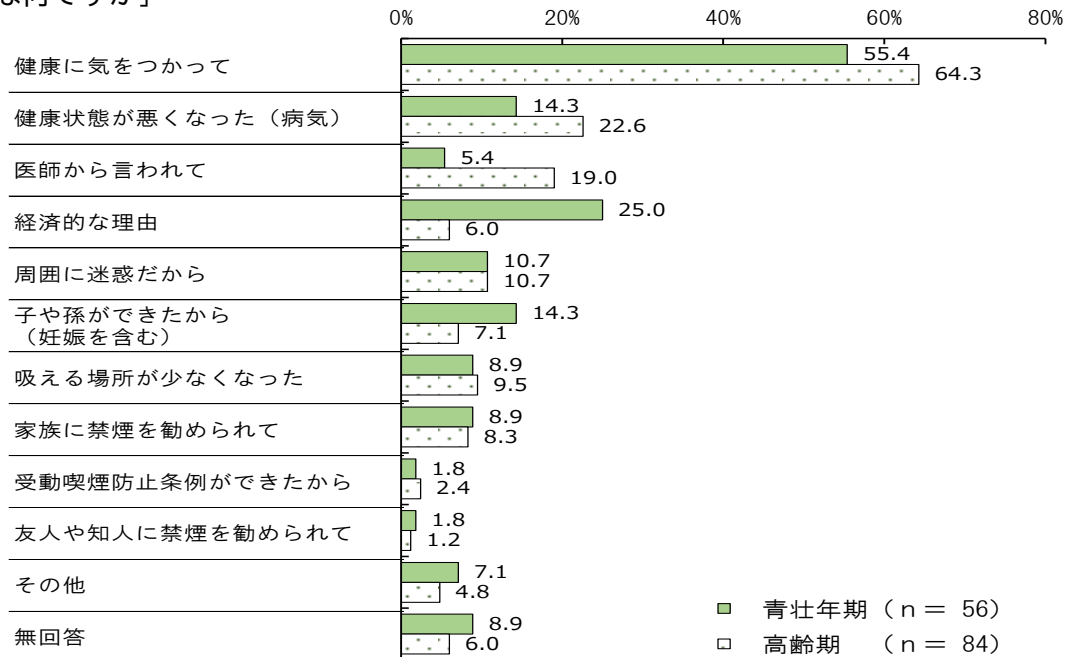


令和3年



[やめた理由は何ですか]

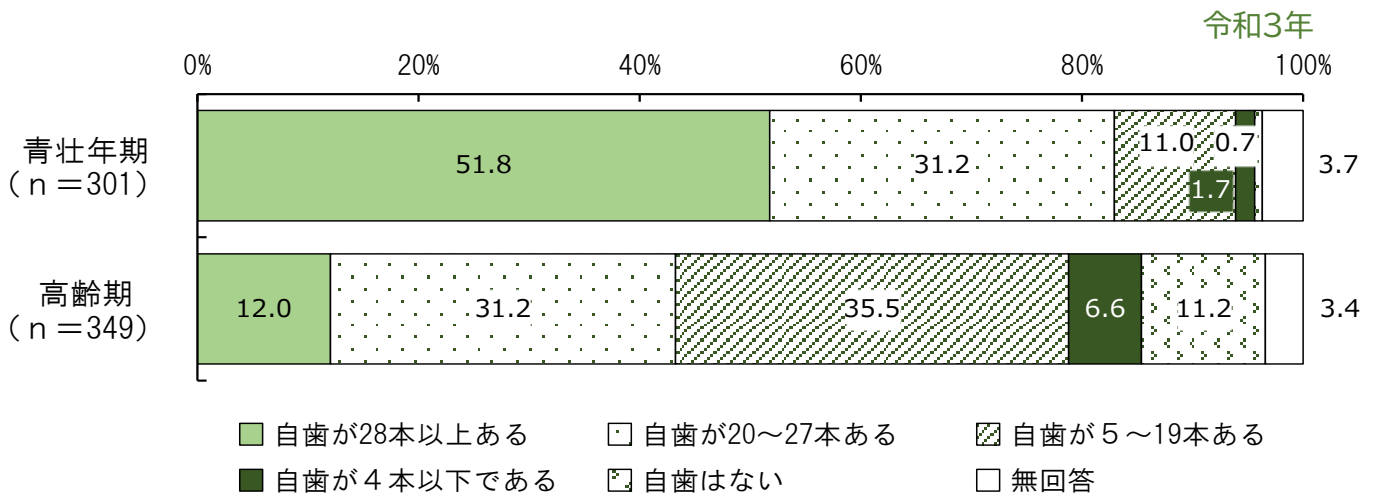
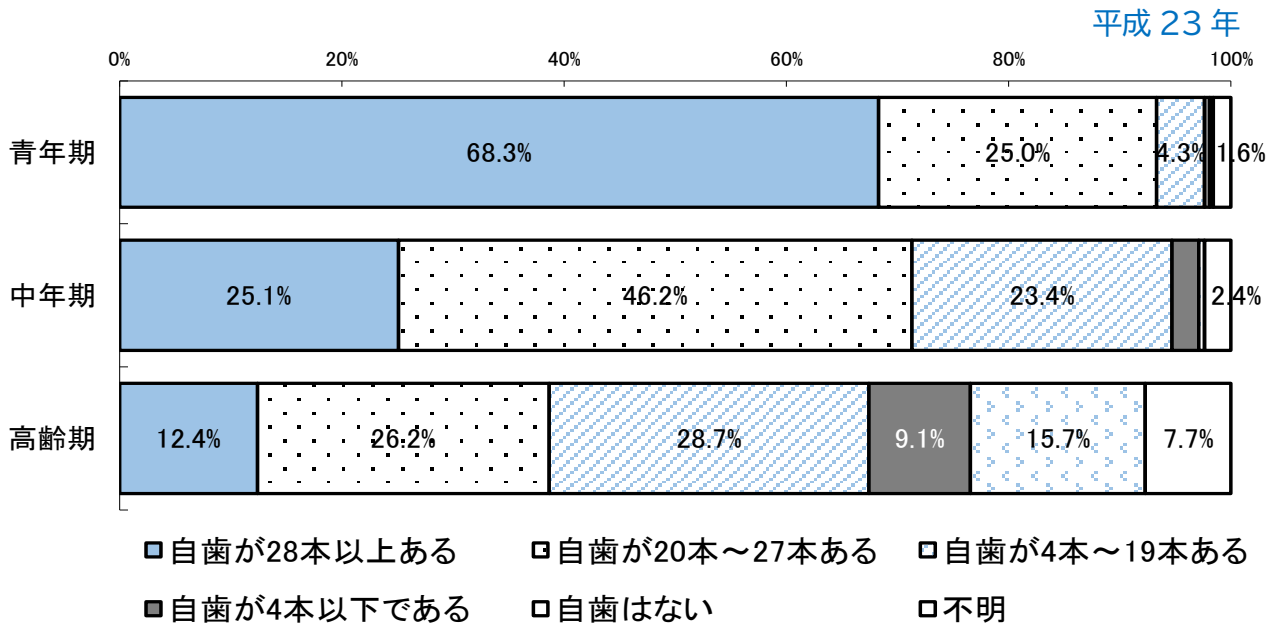
令和3年



上記結果より、今後取り組みそうなポイントとしては、医師から禁煙勧奨してもらうよう協力依頼や、妊娠届出時の卒煙支援などがあると思われる。

【歯科衛生】

[歯の状況は、いかがですか]

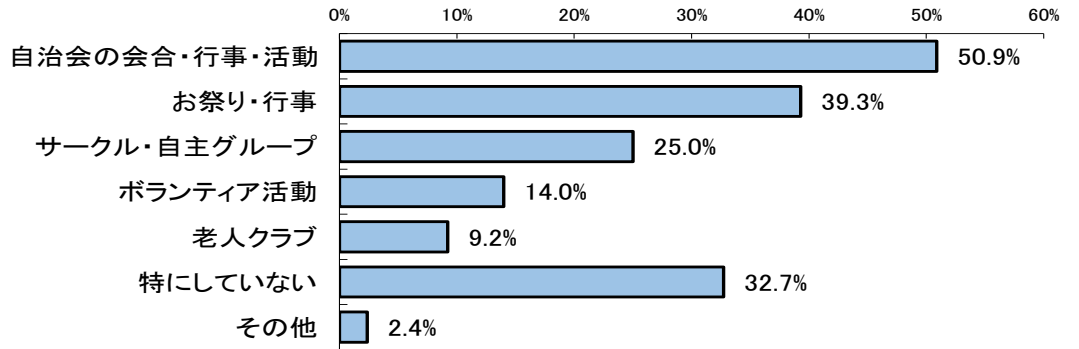


高齢期の自歯が20本以上ある割合は、平成23年の38.6%に対し、43.2%に増加し、自歯がない割合は15.7%から11.2%に減少しており、残存歯が増えている。

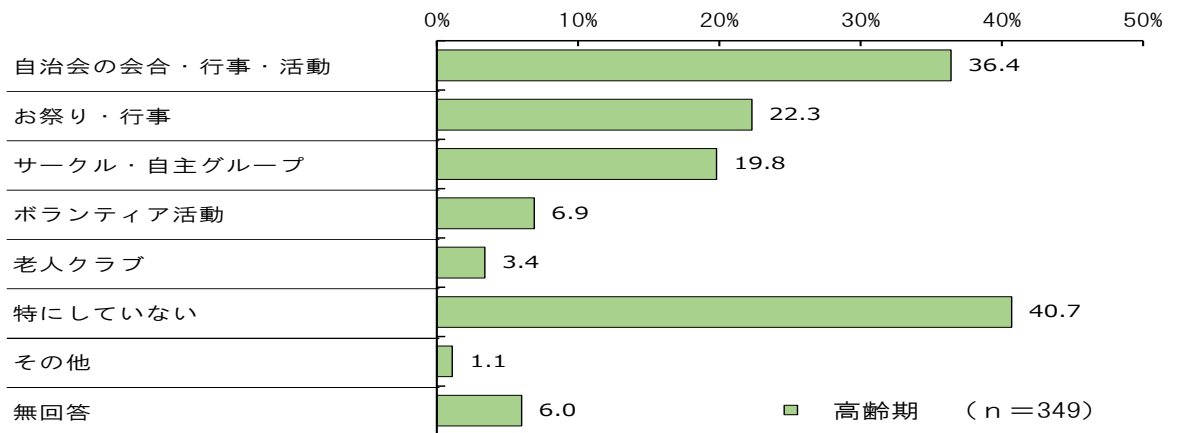
【健康対策】 日頃の活動について

[あなたは、次のような活動に参加していますか]

平成 23 年



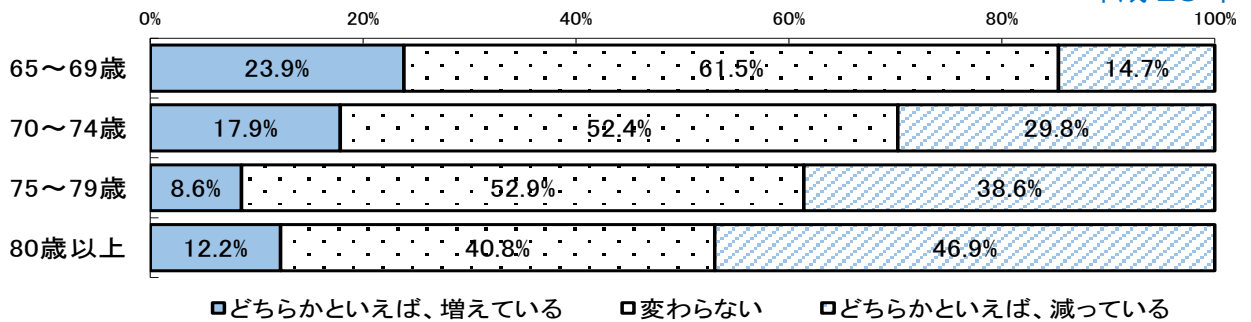
令和3年



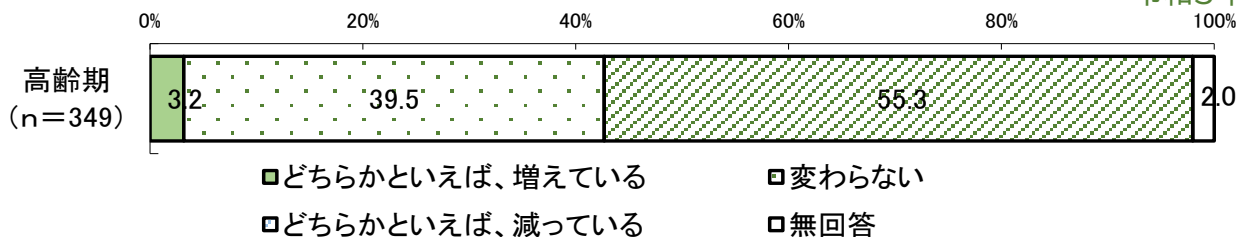
社会参加活動の状況として、自治会等への参加が14.5%減少し、特にしていないが8.0%上昇しており、コロナ禍による影響が高齢期の社会参加に影響を及ぼしていることが考えられる。

[一年前と比べて外出の回数が変化していますか]

平成 23 年



令和3年



2 関連施設

施設名	所在地	電話番号	問合せ先 など
保健福祉センター	比奈窪104-1	0465-81-5546	同左（健康課） 月曜から金曜（年末年始と祝日は除く） 午前8時30分から午後5時15分
井ノ口公民館	井ノ口1843-1	0465-81-3311	同左（井ノ口公民館） 月曜から金曜（年末年始と祝日は除く） 午前8時30分から午後5時15分
農村環境改善センター	比奈窪56	0465-81-3907	同左（生涯学習課） 月曜から金曜（年末年始と祝日は除く） 午前8時30分から午後5時15分
子育て支援センター	比奈窪137-2	0465-81-3365	同左または0465-81-5548（福祉課） 月曜から金曜（年末年始と祝日は除く） 午前8時30分から午後5時15分
境コミュニティセンター	境1293	0465-80-1777	0465-81-3907（生涯学習課） 月曜から金曜（年末年始と祝日は除く） 午前8時30分から午後5時15分
中井中央公園		比奈窪580	
星槎スタジアム		0465-81-3894 公園管理事務所	同左 月曜定休 月曜が祝日の場合は翌日休み 午前8時45分から午後8時45分
多目的広場		0465-81-3894 公園管理事務所	同左 月曜定休 月曜が祝日の場合は翌日休み 午前8時45分から午後4時45分 (4/1～9/30) 午前8時45分から午後5時45分
パークゴルフ場		0465-81-3893	同左 月曜定休 月曜が祝日の場合は翌日休み 午前9時00分から午後5時00分 (4/1～9/30) 午前9時00分から午後6時00分
里やま直売所		0465-81-9501	同左 土曜日・日曜日のみ営業 午前9時00分から午後3時00分
総合グラウンド	半分形100		同左（生涯学習課） 月曜から金曜（年末年始と祝日は除く） 午前8時30分から午後5時15分
	グラウンド・テニスコート		
境グリーンテクパーク公園	境114		
	多目的グラウンド	0465-81-3907	
学校施設（運動場・屋内運動場・格技場）			
中村小学校	半分形350		
井ノ口小学校	井ノ口2005		
中井中学校	比奈窪295		

※施設の利用できる曜日や時間についてはそれぞれ異なりますのでご確認ください。

3 策定経緯

	時期・開催日	内容
健康に関する町民意識調査	令和3年11月8日 ～11月24日	健康づくりや食育に関する町民の意識や意向についての調査 5つのライフステージの2,744人の町民へ依頼 回収数1,264票(46.06%)
第1回推進委員会	令和4年4月26日	・町民意識調査の結果報告 ・健康増進計画食育推進計画(第2期)策定について
第2回推進委員会	令和4年6月27日	・現行計画の事業評価について ・計画策定のポイント、施策の体系などについて
第1回庁内推進委員会	令和4年7月1日	・現行計画の事業評価について ・計画策定のポイント、施策の体系などについて
第3回推進委員会	令和4年11月8日	・計画【骨子案】について
第2回庁内推進委員会	令和4年12月9日	・計画書【素案】について ・関連事業について(庁内関係部署事業まとめ)
第4回推進委員会	令和4年12月13日	・計画書【素案】について
パブリックコメント	令和4年12月22日 ～令和5年1月11日	町内4か所の公共施設での閲覧と町HPへの掲載による公表と、郵送や電子メール、提案箱投函などによる意見提出
	同上	計画書【素案】に対する庁内意見聴取
第5回推進委員会	令和5年3月14日	・計画書【案】について

4 推進委員会要綱

中井町健康増進計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中井町健康増進計画推進委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく中井町健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）並びに食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく中井町食育推進計画の推進に必要な審議を行うため、中井町健康増進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健福祉関係者
- (3) 地域団体代表者
- (4) 教育・保育関係者
- (5) 企業・商工・農業関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、最初の会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 推進委員会にプロジェクトチームを設置する。

2 プロジェクトチームの委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 保健福祉関係者

- (2) 教育・保育関係者
- (3) 保健福祉活動推進者
- (4) 地域団体代表者
- (5) 企業・商工・農業関係者

3 プロジェクトチームは、会長の指示に基づき健康増進計画並びに食育推進計画の推進に関し必要な事項についての調査研究及びプログラムの構築を行う。

(報償費の支給)

第8条 推進委員会の委員又はプロジェクトチームの委員が会議に出席したときは、予算に定める範囲内で報償費を支給するものとする。ただし、委員が地方公共団体の職員であるときはこの限りではない。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、健康課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、会長が推進委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

5 委員名簿

中井町健康増進計画推進委員会 名簿

委嘱区分	委員名	所属・役職等	
町議会議員	石渡 正次	中井町議会議員	
保健福祉関係者	早野 茂	中井町社会福祉協議会 会長	副会長
	深見 理恵	足柄上地域活動栄養士あじ彩の会 会長	
地域団体代表者	小澤 勲	中井町自治会連合会 副会長	
	岩本 愛子	中井町食生活改善推進協議会 会長	
教育・保育関係者	加藤 彰吾	中井町園長校長会 会長	
企業・商工関係者	相原 尊行	中井町商工振興会 会長	
	岩本 正	かながわ西湘農業協同組合組織相談部組織広報課長	
学識経験者	坂本 通泰	元 中井町スポーツ推進委員連絡協議会 会長	会長
関係行政機関の職員	西田 統	小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課長	
	鶴井 淳	中井町副町長（庁内推進委員会委員長）	

（令和4年度・令和5年度）

6 庁内推進委員会要綱

中井町健康増進計画庁内推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中井町健康増進計画庁内推進委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく中井町健康増進計画並びに食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく中井町食育推進計画を円滑に推進するため、中井町健康増進計画庁内推進委員会（以下、「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 庁内委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康増進計画の推進における庁内各課・局の連絡調整に関すること。
- (2) 食育推進計画の推進における庁内各課・局の連絡調整に関すること。
- (3) その他、健康増進計画・食育推進計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 庁内委員会に委員長、副委員長および委員を置く。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は健康課長を、委員は各課・局長をもって充てる。
- 3 委員長は庁内委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庁内プロジェクトチーム)

第6条 庁内委員会に庁内プロジェクトチームを設置し、健康増進・食育推進関係課の職員により、プログラムごとに組織する。

- 2 庁内プロジェクトチームは第3条に規定する事項のうち、委員長が指示した事務を行い、効果的な事業推進を図る。

(庶務)

第7条 庁内委員会の庶務は、健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

中井町健康増進計画・食育推進計画（第2期）

発 行 中井町
神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56
令和5年3月
編 集 中井町健康課
<http://www.towan.nakai.kanagawa.jp/>
編集協力 (株)地域計画建築研究所
デザイン Uto Yukina

本冊子には見やすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。

ちょうどいい ちょっといい



さと
里都まち♥なかい